進級基準

※令和 6 年度から、全学生に対して一部進級基準を変更しています。所属学科の基準をよく確認してください。

法律学科/経済学科/経営学科/会計ガバナンス学科/人間科学科/社会福祉学科/環境システム 学科/数理工学科/建築デザイン学科/教育学科/幼児教育学科

<2020 年度入学生>

2 年次進級基準 (1 年次→2 年次)	3 年次進級基準 (2 年次→3 年次)	4 年次進級基準 (3 年次→4 年次)
(1)武蔵野 BASIS 進級基準		
科目を全て修得すること	(1)合計60単位以上を修	(1)合計 90 単位以上を修
(2)合計 30 単位以上を修得	得すること	得すること
すること	(2)単年度 GPA が 1.50	(2)総合 GPA が 2.00 以上
(3)単年度 GPA が 1.50 以	以上であること	であること
上であること		

■武蔵野 BASIS 進級基準科目

- ・「データ・情報リテラシー」(1単位)
- ・「日本語リテラシー」(1単位)※教育学部は除く
- ・「基礎セルフディベロップメント」(6単位)
- ・「英語 1A~1D」(計 4 単位)
- ※「日本語 1A~1D」(留学生および日本語を母語としない学生対象)は進級基準科目に該当しません。ただし、各学科の外国語必修科目に対応するものとして、原級留年時は成績リセットの対象となります。
- ※留学生が自由選択科目として履修できる英語科目(第二外国語)は進級基準科目に該当しません。

■原級留年(卒業延期は除く)の取扱い

各学年の進級基準を満たさず原級留年となった場合は、合格科目を含めて当該年次における以下の対象科目の成績がリセットされ、再履修する必要があります(ただし、S・A・認評価の科目を除きます)。

<成績リセットの対象科目>

- (1)武蔵野 BASIS 進級基準科目
- (2)武蔵野 BASIS 必修科目(外国語必修に対応する日本語科目を含む)
- (3)学科必修科目

■人間科学科の精神保健福祉士課程における進級基準の扱い

精神保健福祉士課程の学生には、学科必修科目の一部を精神保健福祉士指定科目の一部により履修(修得)したとみなす制度(「みなし履修」)が適用されます。対応表は人間科学科の開講表を参照してください。

当該課程における成績リセットの対象科目の「③学科必修科目」について、みなし履修に係る科目は、「精神保健福祉士指定科目」が対象となります。

例:「現代社会と福祉」を修得している状態で原級留年となった場合、「学科必修科目」である「人間論基礎」と「対人行動論 1」ではなく、「精神保健福祉士指定科目」である「現代社会と福祉」の方を成績リセットの対象とする。